

第4次総合計画改訂版素案に対する意見（第3部会 R5.6.12開催）への回答

財政運営の基本方針

No.	委員意見		所管室課意見・修正案	所管室課名
	該当箇所	意見		
1	財政運営の基本方針 目標③	指標を実質公債費比率ではなく公債費比率にしている理由は何か。財政健全化法施行以前からの比較をするために公債費比率にしているのであれば理解するが。	<p>実質公債費比率については、公債費比率に比べて、より精緻なものではありますが、一方で計算過程が複雑であり、算出までに相当な時間を要する（前年度決算における指標を算出するのが例年8月）ことに加えて、予算ベースや推計ベースの数値を積算するのが困難であると認識しています。</p> <p>以上のことから、算出しやすさや活用しやすさを考慮し、指標としては公債費比率を採用することとしています。</p>	企画財政室
2	財政運営の基本方針 目標③	公債費比率を10%以下にするという目標と、新規で資産経営室が指標として設定した施策指標8-1-2「公共施設（一般建築物）の改修や建替えをした件数」の目標値130件は、130件を改修等としても、公債費比率10%以下を維持できるという仮定のものか。	<p>公債費比率に係る目標について、毎年作成している実施計画の収支見通しにおいて、個別施設計画に基づく改修等で、財源として市債が見込まれる場合は、想定償還表を作成し、後年度にわたる公債費負担を算出しております。</p> <p>その上で、当面の間は目標達成できることを確認しています。</p>	企画財政室
3	財政運営の基本方針 目標③	「赤字地方債の発行は、極力抑制」という目標は、臨時財政対策債を発行しないという意味か。赤字地方債の発行をどう定義づけているのか。減税、減収も入ってくるならば、「令和3年度 なし」になっているが、本当か。	「赤字地方債」については、財源不足の補填等のために発行するもので、臨時財政対策債のほか減税補填債や減収補填債（事業充当分を除く）も対象となりますが、令和3年度においては、いずれも借入を行っておりません。	企画財政室